

提供日 2026/07/15

タイトル 宅地建物取引業者に対する監督処分

担当 くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課

TEL 宅地建物班 054-221-3072



幸福度日本一の静岡県

宅地建物取引業者に対する業務停止処分を行いました。

1 処分を受けた者

商号 株式会社朝日鉄建

所在地 富士宮市北山5285-9

免許番号 静岡県知事（2）第013871号

2 処分内容

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項第2号に基づく業務停止処分 10日間

3 処分日

令和8年7月8日

4 業務停止期間

令和8年7月16日～令和8年7月25日

5 処分理由

株式会社朝日鉄建は令和6年1月26日から令和7年3月31日まで、及び令和7年6月1日から処分日に至るまで専任の宅地建物取引士を設置しないまま業務を継続した。

また、令和6年3月19日に土地付き建物の売買につき媒介を行った際、重要事項説明書を既に退職した宅地建物取引士の氏名を用いて作成した。

上記2件はそれぞれ法第31条の3第3項及び法第35条第1項の規定に違反し、いずれも法第65条第2項第2号に該当する。

参加者募集告知

・ 催事等の当日取材

・ 実施事業等の紹介

・ 調査結果等の公表

